

安全運転管理者等に関するよくある質問

(「安全運転管理者等」とは、安全運転管理者及び副安全運転管理者のことを指します。)

台数の算定に関すること

Q 業務に使用せず、通勤のみに使用されている従業員の自動車は台数の算定に含まれますか。

A 業務に使用せず、個人が所有・管理しており、通勤のみに使用している自動車であれば、台数の算定に含みません。

ただし、業務に使用する場合は、自動車の名義に関係なく、台数の算定に含める必要があります。

Q リース自動車を業務に使用しています。台数の算定に含まれますか。

A 業務に使用する場合は、自動車の名義に関係なく、台数の算定に含める必要があります。

Q レンタカー業を行っています。レンタカー（貸出用自動車）は台数の算定に含まれますか。

A 含みません。

ただし、レンタカー（貸出用自動車）以外の自動車で、業務に使用している自動車がある場合は、その自動車については、台数の算定に含める必要があります。

Q 本店が県内A市（使用自動車3台）、支店が県内B市（使用自動車2台）にあります。本店と支店の合計台数が5台となる場合、安全運転管理者の選任はどうすればよいですか。

A 本店、支店ともに選任の必要はありません。

台数の算定は、「自動車の使用の本拠（本店、支店、営業所等）ごと」に行います。質問の場合、本店、支店ともに法定台数（5台）未満であるため、選任の必要はありません。

安全運転管理者等の資格要件に関すること

Q 県外に居住しています。安全運転管理者等に選任することは可能ですか。

A 可能ですが、安全運転管理者等の業務を的確に行うことができるかを考慮したうえでの選任をお願いします。また、住民票が県外、現在の居住地が県内等、異なる場合は経歴書に双方の住所を記載するようにお願いします。

Q 過去2年以内に携帯電話使用違反、スピード違反、シートベルト着用義務違反で検挙されました。安全運転管理者等に選任することは可能ですか。

A いずれの場合も可能です。選任ができない違反等（欠格要件）は次のとおりです。

① 公安委員会の命令により、安全運転管理者等を解任された日から2年を経過していない方

② 次の違反をしてから2年を経過していない方

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| ● ひき逃げ | ● 酒酔い運転、酒気帯び運転にかかわる車両・酒類の提供 |
| ● 無免許運転 | ● 酒酔い運転、酒気帯び運転の車両への同乗 |
| ● 無免許運転にかかわる車両の提供 | ● 自動車使用制限命令違反 |
| ● 無免許運転の車両への同乗 | ● 妨害運転 |
| ● 麻薬等運転 | |
| ● 酒酔い運転、酒気帯び運転 | |

③ 次の違反を下命・容認してから2年を経過していない方

- | | |
|----------------|------------|
| ● 無免許運転 | ● 過労運転 |
| ● 無資格運転 | ● 最高速度違反運転 |
| ● 麻薬等運転 | ● 積載制限違反運転 |
| ● 酒酔い運転、酒気帯び運転 | ● 放置駐車違反 |

Q 下命・容認とは、どのような意味ですか。

A 自動車の使用者等がその業務に関し、運転手に規定違反行為（無免許運転、過労運転等）を命じたり、容認したりすることをいいます。

Q 複数の事業所があり、同じ人を重複して選任することが可能ですか。

A 原則できません。

届出に関すること

Q 道路運送法（または貨物軽自動車運送事業法）による運行管理者を選任している場合でも、安全運転管理者の選任は必要ですか。

A 不要です。

運行管理者が行う業務には、安全運転管理者が行う業務が含まれているため、安全運転管理者の選任義務はありません。

しかし、交通安全の取組みのため、運行管理者の他に、安全運転管理者を選任することを妨げるものではありません。

Q 安全運転管理者等を新規に選任した場合や変更した場合の手続きを教えてください。

A 「(副)安全運転管理者に関する届出書」に必要な書類を添えて、選任日（変更日）から 15 日以内に、所在地を管轄する警察署まで提出をお願いします。

Q 安全運転管理者等を解任した場合の手続きを教えてください。

A 「(副)安全運転管理者解任届出書」を、解任日から 15 日以内に、所在地を管轄する警察署まで提出をお願いします。

なお、自動車台数の減少による解任の場合は、「(副)安全運転管理者に関する届出書」に、減少後の自動車台数を車種別に記載し、併せて提出をお願いします。

Q 会社の名称、所在地等を変更した場合の手続きを教えてください。

A 「(副)安全運転管理者に関する届出書」を、速やかに所在地を管轄する警察署まで提出をお願いします（所在地変更の場合は、変更後の所在地を管轄する警察署に提出。）。

なお、届出書の記載にあたっては、変更があった項目のみを記入し、「備考」欄に変更前の名称、所在地等の記載をお願いします。

Q 自動車を 20 台所有しています。法律上、副安全運転管理者の選任は 1 名で足りませんが、社内の部門別に副安全運転管理者を配置したいため、もう 1 名選任したいと考えています。選任することは可能ですか。

A 可能です。

道路交通法施行規則で定める副安全運転管理者の人数は、選任を義務づけるべき最小限について規定しているものであり、規定の人数を超えて選任することは差し支えありません。

安全運転管理者等法定講習に関すること

Q 安全運転管理者等法定講習とは何ですか。

A 道路交通法に基づいて公安委員会が行う法定の講習です。

自動車の使用者は、安全運転管理者等にこの講習を受講させなければなりません。

最新の道路交通法や交通事故情勢など、安全運転管理業務を行ううえで重要な講習ですので、年度内に1回、必ず受講してください。

Q 法定講習はどのようにして受講すればよいですか。

A 講習の約1ヶ月前に、公安委員会から講習の案内が届きますので、同封されている「(副)安全運転管理者講習受講届出書」に県証紙を貼付し、指定された日に持参のうえ、受講してください。

なお、安全運転管理者は5,100円、副安全運転管理者は3,400円の県証紙が必要になります。

Q 法定講習の案内で指定された日に受講することができません。どうすればよいですか。

A 指定された日に受講することができない場合は、それ以外の日に受講することが可能です。案内に記載された講習日程表の中から希望する日を選び、直接会場へお越しください(変更の連絡等は不要です)。

なお、代理受講はできません。

Q 法定講習の案内に記載されている安全運転管理者等が前任者のままになっています。このままでも受講できますか。

A 受講できます。

「(副)安全運転管理者講習受講届出書」の「受講者氏名」欄に、現在の安全運転管理者等の氏名を記載し、受講をお願いします。

なお、安全運転管理者等の変更手続きを行っていない場合は、所在地を管轄する警察署に届出をお願いします。